**犬部（わんわんお助け隊）規約**

（名称）第１条：　本会は「犬部（わんわんお助け隊）」と称する。

（所在地）第２条：　本会の所在地は、

　　　　　　　　　　　　　会計、天野　法子の自宅、伊豆の国市寺家７２０－９におく。

（目的）第３条：　本会は、すべての犬が遺棄や殺処分されることなく、平和に寿命を全うでき

ることを目的とする。

（事業）第４条：　本会は第３条の目的を達成するために、主に次の事業を行う。

　　　　　　　　　　　　　（１）飼い主のいない犬の保護・譲渡

　　　　　　　　　　　　　（２）適正な飼い方の啓蒙

　　　　　　　　　　　　　（３）行政に対する、保護活動推進の働きかけ

　　　　　　　　　　　　　（４）犬の保護・処分実態の広報

（会員）第５条：　本会の活動に賛助する個人または団体を、賛助会員とする。

　　　　　　　　　　　　　本会の活動・運営に協力する個人を、活動会員とする。

（役員）第６条：　本会は次の役員をおく。

　　　　　　　　　　　　　・部長１名　　副部長２名　　会計１名

（部会）第７条：　役員は必要に応じて部会をもち、この規約で別に定めるもののほか、

　　　　　　　　　　　　　会務の執行に関する事項を議決することができる。

（会費）第８条：　本会の経費は、会費・寄付金をもってこれにあてる。

（設立年月日）第９条：　本会の設立年月日は２０１１年４月２９日とする。

（改正）第10条：　本会則は活動会員の合意を持って改正することができる。

付則

１．２０１１年７月２２日　規約制定

２．２０１１年８月２２日　第２条・第６条改正

３．２０１４年８月２４日　第２条・５条・６条・７条・９条改正

４．２０１６年７月２３日　第２条・6条改正　9条追加

５．２０１７年７月１２日　第２条改正

　　　　　　６．２０１７年１１月１日　第６条改正